

## 市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業の助成に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震による危険コンクリートブロック塀等の倒壊等の被害から市民の生命及び身体を保護するため、危険コンクリートブロック塀等の除却を行うものに対し、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「危険コンクリートブロック塀等」とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱（これらの下部に設置された基礎及び擁壁（以下「基礎等」という。）を含む。以下「コンクリートブロック塀等」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 道路等に面して設置されたものであること。
- (2) 道路等（基礎等が道路等より高い場合にあっては当該基礎等）からの高さが土圧を受ける部分を含めて80センチメートル以上のものであり、かつ、土圧を受けていない部分の高さが20センチメートル以上のものであること。
- (3) 地震によって倒壊した場合に道路等の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあると市長が認めるものであること。

2 この要綱において「道路等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する道路（同条第4項の規定により同条第1項の道路とみなされるものを含む。）
- (2) 法第42条第2項に規定する道
- (3) 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けるとしたならば当該認定に必要となる道又は同項第2号の規定による許可を受けるとしたなら

ば当該許可に必要となる空地であって、当該道又は空地の管理について利害関係者の協定が成立しているもの

- (4) 通学路、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成された市川市地域防災計画で定める緊急活動道路、同法第40条第1項の規定により作成された千葉県地域防災計画で定める緊急輸送道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の17第1項の規定により国土交通大臣が指定する重要物流道路（以下「避難路」という。）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる危険コンクリートブロック塀等の除却とする。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の全部の除却（以下「全部除却」という。）
- (2) 危険コンクリートブロック塀等の一部の除却であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「一部除却」という。）

ア 除却されないコンクリートブロック塀等の道路等（基礎等が道路等より高い場合にあつては当該基礎等）からの高さが60センチメートル以下であること。

イ 除却されないコンクリートブロック塀等が地震に対して安全な構造であると市長が認めるものであること。

ウ 危険コンクリートブロック塀等が道路等のうち前条第2項第2号又は第3号に該当するもの（以下「道等」という。）の上に設置されたものでないこと（敷地内に建築物がない場合にあつては、建築物があるとしたならば道等となる土地の上に設置されたものでないこと。）。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等を所有していること。ただし、危険コンクリートブロック塀等の所有者に補助金の交付の申請ができないやむを

得ない事情があると市長が認めるときは、所有者に代わって危険コンクリートブロック塀等を管理していること。

- (2) 補助対象事業に要する経費の全部又は一部について、補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象事業が土地又は建物の販売を目的として行うものでないこと。
- (4) 危険コンクリートブロック塀等の所有者が本市の市税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額に3分の2を乗じて得た額又は危険コンクリートブロック塀等の長さ1メートルに次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は、第1号にあっては300,000円、第2号にあっては200,000円、第3号にあっては100,000円とする。

- (1) 全部除却（避難路の沿道に係るものに限る。） 15,000円
- (2) 全部除却（避難路の沿道に係るものに限る。） 10,000円
- (3) 一部除却 5,000円

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除却する予定の危険コンクリートブロック塀等に関する図面
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (3) 前号の見積書に補助対象事業以外の事業の費用が含まれる場合にあっては、補助対象事業費とそれ以外の事業費の金額を区分する算定書
- (4) 危険コンクリートブロック塀等の所有者が本市の市税を滞納していないことを証する書類

(5) 誓約書（様式第1号の2）

(6) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けることができる者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る除却工事を行った者に委任することができる。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物を適正に処理すること。

(2) 危険コンクリートブロック塀等の除却後に道等の上に塀又は門柱その他の工作物を設置しないこと（敷地内に建築物がない場合にあつては、建築物があるとしたならば道等となる土地の上に塀又は門柱その他の工作物を設置しないこと）。

(3) 危険コンクリートブロック塀等の除却後に塀又は門柱その他の工作物を設置する場合には、法その他各種法令を遵守するとともに、地震に対して安全な構造となるようにすること。

(4) 一部除却を行った場合にあつては、除却されない部分のコンクリートブロック塀等が地震に対して安全な状態であるよう管理すること。

（決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（変更等の承認）

第9条 規則第8条の承認を受けようとするものは、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費

補助金補助対象事業（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の遂行状況の写真
- (2) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (3) 補助対象事業に要した費用の領収証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第6条第3項の規定により補助金の請求及び受領を除却工事を行った者に委任するときは、前項第3号に掲げる領収証の写しに代えて、当該補助対象事業に要した費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収証の写しを添付しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、第8条の通知書の交付を受けた日から90日を経過する日又は当該通知書の交付を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日とする。ただし、前条第2項の規定により補助対象事業の変更に係る通知書の交付を受けた場合は、当該年度の2月末日とすることができる。

（額の確定）

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条の交付請求書は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

2 第6条第3項の規定により委任を受けた者が、当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、前項の請求書とともに当該委任に係る委任状

を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業の助成に関する要綱の規定は、平成 30 年 7 月 31 日以後の申請に係る市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業の助成に関する要綱の規定は、平成 31 年 4 月 5 日以後の申請に係る市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）について

適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。